

平成30年第4回

美里町農業委員会総会議事録

## 第4回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成30年4月20日(金) 午後1時25分から午後3時43分

2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(16名)

仮議席

1番 伊藤 恵子	2番 大崎 幸信	3番 大友 重善
4番 尾形 司	5番 小野 保裕	6番 後藤 幸太郎
7番 佐々木 幸一郎	8番 佐々木 裕一	9番 柴山 真二
10番 鈴木 幸博	11番 久道 雄悦	12番 福田 なほ子
13番 古内 世紀	14番 邊見 勝寿	15番 遊佐 恭一
16番 我妻 卓美		

4 欠席委員(なし)

5 議事日程

日程第1 会長の互選について

日程第2 議事録署名委員について

日程第3 会長職務代理者の互選について

日程第4 議席の決定について

議案審議

第1号議案 美里町農業委員会会議規則の一部改正について

第2号議案 美里町農業委員会担任委員会設置規則について

日程第5 農業委員会の構成について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務局次長 高橋 博喜

総務係長 大窪 里美

## 9 会議の概要

事務局	只今より、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、町長招集による第4回美里町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、本来なら招集者であります相澤清一町長よりご挨拶申し上げるべきところですが、公務による出張のため、副町長の須田政好様より挨拶申し上げます。
副町長	(挨拶内容省略)
事務局	ありがとうございました。続きまして、各委員を紹介いたします。
事務局	仮議席1番、伊藤恵子委員です。
伊藤恵子委員	伊藤恵子です。よろしくお願いいたします。
事務局	仮議席2番、大崎幸信委員です。
大崎幸信委員	大崎幸信です。よろしくお願いいたします。
事務局	仮議席3番、大友重善委員です。
大友重善委員	大友重善です。よろしくお願いいたします。
事務局	仮議席4番、尾形司委員です。
尾形司委員	尾形司です。よろしくお願いいたします。
事務局	仮議席5番、小野保裕委員です。
小野保裕委員	小野保裕です。よろしくお願いいたします。
事務局	仮議席6番、後藤幸太郎委員です。
後藤幸太郎委員	後藤幸太郎です。よろしくお願いいたします。

事務局	仮議席 7 番、佐々木幸一郎委員です。
佐々木幸一郎委員	佐々木幸一郎です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 8 番、佐々木裕一委員です。
佐々木裕一委員	佐々木裕一です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 9 番、柴山真二委員です。
柴山真二委員	柴山真二です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 10 番、鈴木幸博委員です。
鈴木幸博委員	鈴木幸博です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 11 番、久道雄悦委員です。
久道雄悦委員	久道雄悦です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 12 番、福田なほ子委員です。
福田なほ子委員	福田なほ子です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 13 番、古内世紀委員です。
古内世紀委員	古内世紀です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 14 番、邊見勝寿委員です。
邊見勝寿委員	邊見勝寿です。よろしくお願いします。
事務局	仮議席 15 番、遊佐恭一委員です。

遊佐恭一委員

遊佐恭一です。よろしくお願いします。

事務局

仮議席 16 番、我妻卓美委員です。

我妻卓美委員

我妻卓美です。よろしくお願いします。

事務局

以上、16 人の委員の紹介を終わります。

事務局

任命後の最初に行われる総会で、会長、会長職務代理者がともに欠ける場合は、地方自治法第 107 条の規定を準用し、出席委員の中で年長委員が臨時の議長を行う規定になっております。よって仮議席 13 番、古内世紀委員に議長の職務をお願いいたします。

古内世紀委員ご登壇願います。

臨時議長（古内  
世紀委員）

只今、事務局より説明がありましたとおり、年長ということで、これより暫時の間、臨時議長として議事の整理を行って参りますので、よろしくお願い申し上げます。

日程に入る前に確認の報告をいたします。本日の出席委員は 16 人であり、在任委員 16 人全員でありますので、総会が成立していることを報告いたします。

また、議席につきましては現在の仮議席を席として日程を進めることをご了承願います。

臨時議長

それでは、只今より日程に入ります。日程第 1、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定による農業委員会会長の互選についてを上程いたします。

投票による方法と指名推薦による方法とがありますが、いずれによる方法がよろしいか、お諮りいたします。

邊見勝寿委員

仮議席 14 番、邊見勝寿です。私は会長選出に当たっては投票による選出をすべきだと思います。また、候補者が一人だったとしても信任を得るという意味で投票をすべきだと思います。

臨時議長

只今、投票による方法がよろしいのでは、との発言がありましたが、これについて賛成の方は挙手をお願いします。

(各委員の挙手を確認)

臨時議長

賛成全員と認め、会長の互選方法については、公職選挙法第95条第3項を準用し、有効投票数の1/4以上を規定得票数といたします。また、得票数が同じであるときは、公職選挙法第95条の2により、くじによる方法で定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時議長

異議なしの声がありましたので、会長に立候補される方は挙手をお願いします。

(仮議席1番伊藤恵子委員と仮議席6番後藤幸太郎委員の2名が挙手)

臨時議長

只今、仮議席1番伊藤恵子委員と仮議席6番後藤幸太郎委員の2名が、会長に立候補の意志表示をされました。

議場の封鎖をいたします。

臨時議長

ここで暫時の間、休憩します。(13:25)

臨時議長

再開します。(13:33)

臨時議長

投票前に開票立会人の選任をしたいと思いますが、臨時議長一任でこちらから指名することに賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手を確認)

臨時議長

賛成全員と認め、臨時議長より指名いたします。それでは仮議席2番大崎幸信委員、仮議席3番大友重善委員、仮議席4番、尾形司委員の3名を指名いたします。

臨時議長 投票箱の確認をいたさせます。

事務局 (箱の中を全委員に確認させる)

臨時議長 投票用紙を配布いたさせます。

事務局 (箱の中を全委員が確認後、投票用紙を配布する)

臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(各委員より、なしの声あり)

臨時議長 ないようですので、次に投票の無効についてですが、所定の用紙を用いなかったもの、互選される者の氏名を自書していないもの、互選される資格のない者の氏名を記載したもの、互選される者の氏名以外の事項を記載したもの、何人を記載したかを確認しがたいもの、1票中に2人以上の互選される者の氏名を記載したものは無効といたします。

また得票数が同数の時は、くじで定めることと致します。それでは事務局より仮議席順に点呼されますので、順次投票をして下さい。

事務局 (仮議席1番から点呼し、順次投票させる)

臨時議長 投票漏れはございませんか。

(委員より、なしの声あり)

臨時議長 ないようですので、開票立会人は確認をお願いいたします。

(事務局、開票 立会人に投票数確認する)

臨時議長 開票の結果を報告いたします。投票者数16名で投票総数が16票であります。その内、伊藤恵子委員11票、後藤幸太郎委員5票。

以上の結果、伊藤恵子委員が第7期、美里町農業委員会会長に決定いたしました。議場の封鎖を解きます。

臨時議長

これもちまして、臨時議長の職務が終了しましたので降壇いたします。  
委員各位のご協力に感謝を申し上げ、解任させていただきます。

(臨時議長解任により、仮議席にもどる)

事務局

只今、会長が決定いたしました。

これにより農業委員会の上部組織である一般社団法人宮城県農業会議の  
定款第6条第4項第1号により、一般社団法人宮城県農業会議の会員に  
伊藤恵子会長が就任することになります。

事務局

それでは次の日程に入ります。

会長が決まりましたので、美里町農業委員会会議規則第5条の規定によ  
り、会長が議長となり、議事を整理していただきます。それでは、伊藤恵  
子会長、議長席にご登壇願います。

会長から、ご挨拶をお願いいたします。

議長(伊藤恵子  
会長)

(就任あいさつ)

議長

ここで暫時の間休憩します。(14:00)

(休憩中に副町長は公務のため退席する)

議長

再開します。(14:10)

議長

議事日程により会議を進めさせていただきます。議事日程第2、議事録  
署名委員についてを上程いたします。会議規則第15条第1項の規定によ  
り、議長から指名いたしたいと思いますがよろしいですか。

(委員より異議なしの声あり。)

議長

異議なしの声がありますが、会議規則第14条の規定により、賛成委員  
の挙手をお願いいたします。賛成全員と認め議長から指名いたします。議事  
録署名委員には仮議席5番、小野保裕委員と仮議席6番、後藤幸太郎委員



を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長

続きまして日程第3、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、農業委員会会長職務代理者の互選についてを上程いたします。ここで皆様に会長職務代理者の互選方法についてお諮りいたします。投票による方法と、指名推薦による方法とがありますが、いずれによる方法がよろしいかお諮りいたします。

鈴木幸博委員

仮議席10番、鈴木幸博です。私は会長職務代理者選出に当たっては投票による選出をすべきだと思います。また、先程仮議席14番、邊見勝寿委員もおっしゃったように候補者が一人だったとしても信任を得るという意味でも投票をすべきだと思います。

議長

只今、投票による方法がよろしいとの発言がありましたが、賛成の方は挙手をお願いします。

(各委員の挙手を確認)

議長

賛成全員と認め、会長職務代理者の互選方法については、会長選出同様、公職選挙法第95条第3項を準用し、有効投票数の1/4以上を規定得票数といたします。また、得票数が同じであるときは、公職選挙法第95条の2により、くじによる方法で定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声がありましたので、会長職務代理者に立候補される方は挙手をお願いします。

(仮議席14番邊見勝寿委員が挙手)

議長

只今、仮議席14番邊見勝寿委員が会長職務代理者に立候補の意志表示をされました。

議場の封鎖をいたします。

議長

ここで暫時の間、休憩いたします。(14:13)

議長

再開します。(14:16)

議長

投票前に開票立会人の選任をしたいと思いますが、議長一任でこちらから指名することに賛成委員の挙手をお願いします。

議長

(各委員の挙手を確認)

議長

賛成全員と認め、議長より指名いたします。

仮議席7番、佐々木幸一郎委員、仮議席8番、佐々木裕一委員、仮議席9番、柴山真二委員の3名を指名いたします。

議長

投票箱の確認をいたさせます。

事務局

(箱の中を全委員に確認させる)

議長

投票用紙を配布いたさせます。

事務局

(投票用紙を配布する)

議長

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(各委員より、なしの声あり)

議長

ないようですので、次に投票の無効についてですが、所定の用紙を用いなかったもの、互選される者の氏名を自書していないもの、互選される資格のない者の氏名を記載したもの、互選される者の氏名以外の事項を記載したもの、何人を記載したかを確認しがたいもの、1票中に2人以上の互選される者の氏名を記載したものは無効といたします。

また得票数が同数の時は、くじで定めること致します。それでは事務局より仮議席順に点呼されますので、順次投票をして下さい。

(仮議席1番から点呼し、順次投票させる)

議長 投票漏れはございませんか。

(委員より、なしの声あり)

議長 ないようですので、開票立会人は確認をお願いいたします。

(事務局、開票 立会人に投票数確認する)

事務局 開票の結果を報告いたします。投票者数16名で投票総数が16票であります。その内、遠見勝寿委員15票、白票1票です。

議長 以上の結果、遠見勝寿委員が美里町農業委員会会長職務代理者に決定いたしました。議場の封鎖を解きます。

議長 休憩いたします。(14:27)

議長 再開します。(14:28)

議長 続きまして、日程第4、議席の決定を上程いたします。  
議席の決定には、会議規則の規定により、くじで定めることになっております。事務局よりくじについて説明させます。

事務局 くじについて説明いたします。  
議席番号15番と16番につきましては、16番が会長席、15番が職務代理者の席とするため、15番と16番を除いて行います。  
皆様にはその席で、最初に議席決定のくじを引く順番のくじを引いていただきます。その後、その順番で議席のくじを引き本議席の決定となります。くじ引きを2回行い、本議席の決定といたします。

議長 これより休憩いたします。(14:28)

(休憩中に「くじ引き」を行う。その結果、議席番号1番小野保裕委

員、2番後藤幸太郎委員、3番大崎幸信委員、4番我妻卓美委員、5番古内世紀委員、6番久道雄悦委員、7番大友重善委員、8番佐々木幸一郎委員、9番佐々木裕一委員、10番遊佐恭一委員、11番柴山真二委員、12番尾形司委員、13番鈴木幸博委員、14番福田なほ子委員と決定となる。)

議長 再開します。(14:39)

議長 只今、議席が確定しました。各委員の議席は、現在着席している席に決定いたします。次に通常なら、ここで美里町農業委員会の構成について各委員会を決定するところですが、本日から改正農業委員会法による組織体制となる関係上、農業委員会委員の定数や組織体制はこれまでと大幅に変更になります。

美里町農業委員会の規則が変更になりますので、議案審議をした上で組織体制を決定したいと思います。

議長 これより休憩いたします。(14:43)

議長 再開します。(14:58)

議長 第1号議案、美里町農業委員会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行う。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、美里町農業委員会会議規則の一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

( 委員全員の挙手を確認 )

議長

全員賛成と認め、第 1 号議案は原案のとおり承認といたします。

続きまして、第 2 号議案に入ります。第 2 号議案、美里町農業委員会担任委員会設置規則についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

( 第 2 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行う。 )

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第 2 号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

大友重善委員

7 番、大友です。農地調査委員会について、現場の調査を行うので提案の 2 人体制よりは、従来どおり 3 人体制の方がいいのではないかと思いますので、再検討をお願いします。

議長

只今、7 番大友重善委員から農地調査委員会について、提案された 2 人体制よりは、従来どおり 3 人体制の方がいいのではないかとの意見がありました。これについて事務局より答弁願います。

事務局

7 番、大友重善委員の質問にお答えします。従来の農地保全委員会では会長、会長職務代理者を除き、委員総勢 3 人だったのが、農地調査委員会では 2 人になったことの質問ですが、従来ですと会長、会長職務代理者を除き、18 人の委員で 1 班 3 人ずつにすると、6 班で編制され任期中の 3 年間は同じメンバーで取り組むことが出来ましたが、新体制では会長、会長職務代理者を除き、14 人となりますので 3 人 1 班制にするとどうしてもずれてくるということになります。

それを 2 人 1 班体制にすれば割り切れ、ずれることはないの、その方がいいのではないかと判断し、これに会長と会長職務代理者、事務局も入りますので、委員 4 人に事務局で何とかなると判断し提案しました。

議長

只今、事務局から説明がありました。7 番、大友重善委員よろしいですか。

大友重善委員

はい、了解しました。

議長

他に質疑ありませんか。

鈴木幸博委員

13番、鈴木です。農業委員会だより編集委員会については会長と会長職務代理者を除くと、3班編制となると割り切れないということになります。発行回数にもよるとは思います。最初の1班は5人、2班も5人、3班が4人プラス1人ということになり、最初の1班のうちの番号1番の委員が入るようになる形になると思いますが、その辺はどうなのでしょう。

事務局

昨年12月総会後に開催された業務対策委員会では、会長と会長職務代理者を除く7人ずつ2班にするという申し合わせをしていましたが、今回は3班にして3年間のうちに同じメンバーとならないように班編制をするということと、年2回発行の委員会だよりを3年間第1号のみ、又は第2号のみとならないための提案です。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、13番、鈴木幸博委員、他に意見はございませんか。

鈴木幸博委員

はい、了解しました。

議長

他に質疑ありませんか。

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、美里町農業委員会担任委員会設置規則について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり承認といたします。

議長

休憩いたします。(15:08)

議長

再開します。(15:18)

議長

先程、第1号議案、美里町農業委員会会議規則の一部改正についてと、第2号議案、美里町農業委員会担任委員会設置規則についてが承認されましたので、次に、日程第5、農業委員会の構成についてを上程いたします。

最初に農政委員会と農地委員会の委員の決定をいたしたいと思います。美里町農業委員会担任委員会設置規則により、農地及び農政委員会の委員は、会長・会長職務代理を除く委員で、いずれかの委員会に所属することとなります。

委員皆様には希望調書を配布いたしますので、農政を希望される方は農政に 印を、農地に希望される方は農地に 印を記入していただきます。

委員の総数は16人ですが、会長と会長職務代理者を除き、農政7人と農地7人の委員で構成しますが、そのバランスが偏った場合には、私と職務代理者で調整させていただくことをご了解していただきます。

議長

それでは暫時、休憩いたします。(15:28)

事務局

(委員に希望調書を配布、回収、記録し、偏ったためバランス調整をする)

議長

再開いたします。(15:34)

事務局

発表いたします。議長

農政委員会は、1番小野保裕委員、2番後藤幸太郎委員、6番久道雄悦委員、8番佐々木幸一郎委員、11番柴山真二委員、13番鈴木幸博委員、14番福田なほ子委員の計7人です。

農地委員会は、3番大崎幸信委員、4番我妻卓美委員、5番古内世紀委員、7番大友重善委員、9番佐々木裕一委員、10番遊佐恭一委員、12番尾形司委員の計7人です。

議長

次に農政委員会並びに農地委員会の委員長及び副委員長の各1人を、それぞれに集まって決めていただきます。

議長 休憩します。( 15 : 35 )

議長 再開いたします。( 15 : 44 )

議長 それでは農政対策委員会並びに農地対策委員会の委員長及び副委員長を、事務局より報告いたさせます。

事務局 報告します。  
農政委員会の委員長は13番鈴木幸博委員、副委員長は6番久道雄悦委員、農地委員会の委員長は10番遊佐恭一委員、副委員長は9番佐々木裕一委員と決まりました。

議長 次に被害防止対策委員会の委員の選出となりますが、担任委員会設置規則と申し合わせ事項により、会長、会長職務代理者を除く4人が構成委員となります。これについて意見はありませんか。

鈴木幸博委員 13番鈴木です。私は7番大友重善委員と11番柴山真二委員の2人を推薦します。

議長 只今、13番鈴木幸博委員から7番大友重善委員と11番柴山真二委員の2人の推薦がありましたが、あと2人を推薦願います。

鈴木幸博委員 13番鈴木です。それでは再度推薦しますが、2番後藤幸太郎委員と3番大崎幸信委員を推薦します。

議長 只今、13番鈴木幸博委員から2番後藤幸太郎委員と3番大崎幸信委員の2人の推薦があり、構成人数である4人に達しましたが、皆さん異議はございませんか。

( 異議なしの声あり。 )

議長 異議なしの声がありましたので、被害防止対策委員会の委員は7番大友重善委員、11番柴山真二委員、2番後藤幸太郎委員、3番大崎幸信委員の4人に決定します。



議長 次に、この4人の委員の中から委員長と副委員長を決めて頂くことになりませんが、どのような方法がよろしいですか。

大崎幸信委員 私は、委員長は7番大友重善委員を委員長として推薦します。

議長 只今、大崎幸信委員から委員長は7番大友重善委員という意見がありましたが、これについて異議はありませんか。

(異議なしの声あり。)

議長 異議なしの声がありましたので、被害防止対策委員会の委員長は大友重善委員に決定します。

議長 次に、副委員長の選出ですが、どなたかを推薦していただけませんか。

(3番大崎幸信委員との声あり。)

議長 3番大崎幸信委員との声がありましたので、大崎幸信委員を副委員長としてよろしいですか。

(異議なしの声あり。)

議長 異議なしの声がありましたので、被害防止対策委員会の副委員長は大崎幸信に決定します。

議長 次に業務運営委員会の委員の選出ですが、担任委員会設置規則と担任委員会委員選任基準により、会長・会長職務代理者を除く3人を構成員とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手を確認)

議長 賛成全員ですので、会長・会長職務代理者を除く3人を構成員とします。

議長 休憩します。(15:45)

議長 再開いたします。(15:50)

議長 先程の業務運営委員会の構成委員は、会長・会長職務代理者を除く3人としましたが、担任委員会設置規則と担任委員会委員選任基準により、農政委員長、農地委員長、被害防止対策委員長を構成委員としてよろしいか賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手を確認)

議長 賛成全員ですので、会長・会長職務代理者を除く3人の構成員には、鈴木幸博農政委員長、遊佐恭一農地委員長、大友重善被害防止対策委員長が構成委員となります。

議長 次に、農地調査委員会について、事務局より案を提示していただきたいと思いますが、この方法に賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長 賛成全員と認め、事務局から案の説明を求めます。

事務局 農地調査委員会は、旧農地保全委員会であり、会長・会長職務代理者を除く、2人ずつ交代で業務に当たることとなります。

事務局提案としては、従来の方法を踏襲し、議席番号順に2カ月間担当、それに会長・会長職務代理者、事務局2人の計6人体制で、毎月15日を基準に現地調査の実施に当たることとなります。

担当委員は2人ですので、委員長は2人のうちどちらかを互選で選出します。そして不公平を是正するため、今回は、今回委員長にならなかった委員が委員長となる、という提案ですが、ここで1カ月交代か、或いは2カ月間続けるのかについて、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

議長 只今、事務局から農地調査委員会について、従来どおりの流れでとの提

案がありました。賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長 賛成全員と認め、事務局案の説とおり、従来どおりの流れで2カ月間担当するという事にいたします。

議長 次に、2人体制となりますので、委員長を1カ月で交代か、2カ月間続けるのかについて、委員皆さんの意見をいただきたいと思いますが、どなたか意見はございませんか。

後藤幸太郎委員 2番後藤です。人数が3人から2人に減少するので、担当する班にお任せしてよろしいのではと思います。

議長 只今、2番後藤幸太郎委員から、担当する班にお任せしてよろしいのではという意見がございましたが、これについて意見はございませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありましたので、賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長 賛成全員と認め、委員長は担当する班にお任せしすることといたします。

議長 次に、農業委員会だより編集委員会について事務局から案の説明を求めます。

事務局 農業委員会だより編集委員会について、担任委員会選任基準に基づいて説明いたします。定数としては会長、会長職務代理者を含め7人となります。全ての委員が所属し、会長、会長職務代理者を除き5人ずつ担当ということになります。

従来ですと会長、会長職務代理者を除くと18人でしたので3班体制に

して、1班当たり6人を3年間で担当してきましたが、今回から14人でするので、1班当たり5人となり、毎回顔ぶれが違ってくるということになります。

鈴木幸博委員

13番鈴木です。発行回数、年2回は変わるのですか。

事務局

従来どおり、発行回数は年2回です。

小野保裕委員

1番小野です。要するに最初の1班目は議席1番から5番、2班目は議席6番から10番、3班目が議席11番から14番、それに議席1番である私が入るというサイクルになるということなのですね。

事務局

そのとおりです。4班目は議席2番から6番、5班目が議席7番から11番、そして最後、6班目が議席12番から14番、そして議席1番と2番ということになります。わかりにくい分がありますので、事務局で担当する委員の一覧を作成することにします。

事務局からの説明は以上となります。

議長

只今、事務局から農業委員会だより編集委員会について、提案がありました。賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長

賛成全員と認め、農業委員会だより編集委員会については事務局提案どおりといたします。

議長

次に、農家相談所についてですが、今回の担任委員会委員選任基準には入っていませんが、事務局より説明をお願いします。

事務局

農家相談所について説明します。農家相談所は委員2名と会長、会長職務代理者が交代で、3人体制で運用してきたところですが、総務課の法令係から、交代で運用するのであれば担任委員会に入れるべきものではないのではないかという指摘があり、その関係で担任委員会の構成組織から外すという経過がありました。

これまでも、旧農政対策委員会で4月若しくは5月に年間の担当一覧を示しておりましたので、今年の場合は来月5月に第1回目の農政委員会が開催されますので、その時にお示ししたいと思います。

議長

農家相談所について、何か質問はございませんか。

佐々木幸一郎委員

8番佐々木です。農家相談所は年何回開催していましたか。

事務局

8番佐々木幸一郎委員の質問にお答えします。

平成26年度までは11月から3月まで月1回、4月以降10月までは開催していませんでした。

その後、農家からの相談件数が急激に多くなったということがございましたので、平成27年度と平成28年度は11月から3月まで、これまで月1回だったのを2回に増やしましたが、4月以降10月までは開催していませんでした。

しかし、4月以降10月までの相談件数が更に多くなり、相談内容もかなり複雑化してきたため、事務局だけでは対応仕切れなくなり、平成29年度からは5月から10月までは月1回、11月から3月までは月2回の開催とどうことで運用しておりました。

以上でございます。

議長

8番佐々木幸一郎委員、よろしいですか。

佐々木幸一郎委員

はい、ありがとうございました。

議長

他に質問ございませんか。

大友重善委員

7番大友です。農家相談所の開設の件ですが、5月に農政委員会を開催するということですので、その中で協議していただき、5月総会でお示ししていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

7番大友重善委員の要望どおり、現在その予定で計画をたてております。

大友重善委員

よろしく申し上げます。

議長

只今、7番大友重善委員より5月開催の農政委員会で方針を決めてから5月総会において示していただきたいという要望があり、そのようにしたいと思いますが、これについて賛成の方の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長

賛成全員と認め、農家相談所の開設については5月開催の農政委員会で方針を決めてから5月総会において示しすることといたします。

議長

以上をもちまして、本日予定されました日程のすべてが終了いたしましたので、第4回美里町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

最後に、会長職務代理者より閉会のあいさつをお願いします。

遠見会長職務代理者

(閉会挨拶、内容省略)

事務局

以上で、第4回美里町農業委員会総会の一切を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第4回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員仮議席5番

署名委員仮議席6番